

令和 5 年度 男鹿市立脇本第一小学校

いじめ防止のための基本方針

令和 5 年 4 月 1 日

いじめ防止のための基本方針

男鹿市立脇本第一小学校

平成26年4月策定

平成30年4月改訂

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、最終改正平成28年5月法律第47号）により、未来を担う子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ問題の克服に向けた基本的な考え方

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されない行為であることを、児童が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を見守る保護者や地域の方々が、「いじめはどの児童にも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめの問題は学校を含めた社会全体の問題である」という強い意識をもち、児童との信頼関係に基づいて、それぞれの役割を果たしていくようにする。

(2) いじめの防止

全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、職員と保護者、地域、関係機関が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。

その取組を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、児童がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努めなければならない。

児童の思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性

を育み、適切な集団づくりに努め、いじめの未然防止に向けた取組を推進していかなければならない。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの適切な対応の前提となるものであり、周囲の大人たちが組織的な連携体制の下、児童のわずかな変化にも気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人が気付きにくい形で行われることを認識し、児童をはじめ周囲の大人が、些細な兆候にもいじめではないかとの疑いをもち、速い段階から積極的にいじめを認知するように努めていくようにする。

また、定期的なアンケート調査や教育相談を実施したり、電話相談窓口を児童及び保護者に知らせたりして、児童がいじめを訴えたり通報したりしやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの早期発見に努めるようにする。

(4) いじめへの対処

いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全を確保した上で、いじめを行った児童に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応を行うために、いじめに対応するための校内体制及び組織を整備し、職員はいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童を見守りながら健やかな成長を促すために、家庭、地域、関係機関等との連携を深める。PTA組織、学校運営協議会、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する機会を設ける。また、警察等や児童相談所等との適切な連携を図るため、男鹿東中学校区の連絡協議会や男鹿・潟上・南秋地域生徒指導研究推進協議会などでの情報を共有していくようにする。教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携を図る。また、学校以外の相談窓口も児童、保護者に周知する。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 毎日の授業の中での取組

学校で過ごす時間の中で一番長いのが授業時間である。すべての児童が主体的に学習活動に取り組み、認め合い、達成感を味わうことができるように教科指導を充実させる。また、すべての教職員が授業公開を行い、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも授業を参考にし合うようにする。

② 道徳科や学級活動での取組

「いじめはいけないこと」「何がいじめなのか」ということについて、学期の始めに必ず指導するように年間計画に位置付ける。「いじめは決して見逃さない。許さ

ない。」という毅然とした態度により、全ての児童に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されている趣旨を理解させる。実態に応じて、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れていく。

③ 特別活動での取組

なかよし班（縦割り班）での清掃活動や給食、集会活動を推進し、異学年で交流する機会をつくることにより、助け合いや協力し合う気持ちを育てる。集会活動においては、運営委員会が主体となって企画と運営を行うことで、高学年の自己有用感を高められるようにする。

(2) 早期発見のための取組

① 子どもを語る会

問題傾向のある児童についての情報交換を行い、支援の方法について協議し、共通理解を図る。（５月、２月の年２回実施。対応が必要な事案が起こった場合は、随時実施する。）

② 学校生活アンケートと教育相談の実施

学校生活アンケートを定期的に実施し、気になる回答については、児童と面談を行い、児童が納得できる対応を行うようにする。また、アンケート結果は、全職員で共通理解し（職員会議の後に情報交換する場を設ける）、その後の支援に生かすことができるようにする。アンケート内容については、生徒指導部会で検討し、児童が正直に書くことができるように工夫していく。

③ 児童の観察

児童と教職員が共に過ごす時間をできるだけ多くとるようにすることで、児童の様子の変化に気づき、いじめを早期発見することができるようにする。いじめは大人の目の届かないところで起こることが多い。学級担任以外の職員を中心に休み時間に校内や校地内での児童の様子を見守り、気になる言動があったら、その場で指導し、全職員での情報の共通理解を図る。

④ 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

児童及び保護者が悩みや困りごとを相談しやすい環境作りに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

⑤ 情報モラル向上のための取組

関係機関と連携し、情報モラル向上のための学習をする機会を設定したり、保護者への啓発活動を行ったりすることで、インターネット等を通して行われるいじめを防ぐ。

(3) いじめに対する措置

① 組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、あるいはいじめについて通報を受けた場合には、ぬくもり委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、関係学級担任）で協議し、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめの事

実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行うとともに、男鹿市教育委員会に報告する。

② 関係児童や保護者への支援

教育的配慮に基づいて、継続的に支援していく。いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないように、当該事案に関する情報共有が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。必要に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

③ 関係諸機関との連携

いじめなど生徒指導上の諸問題に関しては、必要に応じて関係諸機関と連携しながら、早期解決を図る。いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、男鹿警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められたときは、重大事態として捉え、直ちに男鹿警察署に通報し、適切に対処する。

④ 発達障害等のある児童への指導

ひまわり（特別支援教育）委員会との連携を図るとともに、必要に応じて秋田県総合教育センターや秋田県立支援学校天王みどり学園、秋田県立医療療育センター等の外部専門家の協力を得るなど、当該児童の特性に応じた対応を図るよう配慮する。

3 重大事態への対応

（１）重大事態とは次のような場合である。

① 「生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがある」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② 「児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

（２）重大事態が発生し、学校が主体となって調査する場合の対応は、下記の流れのように対応に当たる。

- ① 教育委員会に「第一報」を報告する。
- ② 重大な事態の調査組織を設置する。組織の構成は、ぬくもり委員会を基本として必要に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。
- ③ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を男鹿市教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた措置を講ずる。